

スタート!

No.2 東大和障害福祉ネットワーク NEWS

発行責任者 海老原 宏美
東大和市南街 1-22-6
シティーコート南街1階
自立生活センター東大和 CIL
TEL: 042 (567) 2622
平成19年1月23日 発行

<新しい年を迎えて>

昨年^{さくねん}は、7月^{がつ}にこの「東大和障害福祉ネットワーク」^{ひがしやまとしょうがいふくし}を立ち上げ、障害者自立支援法^{しょうがいしゃじりつしえんほう}という不安定^{ふあんてい}で不透明^{ふとうめい}な上^{うえ}、どこへ向^むかっているかも分^わからないような制度^{せいど}に振り回^{まわ}されながらも、半年未^{はんとしみまん}満^{まん}という短期間^{たんきかん}の中で、それなりにできることをできる限り^{かぎり}やってきました。と思^{おも}っています。これもひとえに皆様^{みなさま}のご協^{きょうりょく}力^{りき}あつてのものと、心^{こころ}から感謝^{かんしゃ}申し上げ^まげます。

ところで、私^{わたし}は韓国^{かんこく}やマレーシア、パキスタンなどに障害^{しょうがい}を持つ友^{とも}達^{だち}がいます。彼^{かれ}らと友^{とも}達^{だち}になる前^{まえ}は、彼^{かれ}らの国^{くに}の福祉事情^{ふくしじじょう}などまったく興^{きょうみ}味^みもなかつたし、知^しろうともしませんでした。しかし、一度^{いちど}彼^{かれ}らと知^しり合^あってからは、ニュースで彼^{かれ}らの母国名^{ぼこくめい}が聞^きこえるだけで、意^い識^しするようになりま^なした。彼^{かれ}らが困^{こま}ってい^られば、何^{なに}か手^て伝^{つた}ってあげたいと思^{おも}うようになりま^なした。

ネットワークの存在^{そんざい}も同^{おな}じだと思^{おも}います。このネットワーク設^{せつりつ}立^たいを機^きに、私^{わたし}自身^{じしん}いろい^ろろな人^{ひと}と知^しり合^あうことができま^なした。「応援^{おうえん}しています」「期^き待^{たい}しています」と声^{こゑ}をかけられることも多^{おほ}くなりました。市議^{しぎ}会^{かい}議^ぎ員^{いん}の方^{かた}からお問^{とい}合^あわせをい^いただ^たくこともありま^なした。今^{いま}まで知^しらなかつた市^し内^{ない}団^{だん}体^{たい}の活^{かつ}動^{どう}の様^{よう}子^すが見^みえてくるようにもな^なってきま^なした。と^とても喜^{よろこ}ばしいこと^こですし、意^い義^ぎを感^{かん}じることもありま^なす。しかし、た^ただ、人^{ひと}のネッ^ねトワ^わークが広^{ひろ}が^つってよ^よかつた、とい^いうだけ^{だけ}では意^い味^みが^ありま^なせん。人^{ひと}のネッ^ねトワ^わークが広^{ひろ}がること^{こと}で、他^た人^{にん}の問^{もん}題^{だい}も自^じ分^{ぶん}の問^{もん}題^{だい}と^として考^{かんが}えら^られるようにな^なること、お互^{たが}い^の問^{もん}題^{だい}を共^{きょう}有^{ゆう}して力^{ちから}を合^あわ^あせて改^{かい}善^{ぜん}運^{うん}動^{どう}を展^{てん}開^{かい}できること、これ^{こゝろ}が最^{さい}終^{しゅう}目^{もく}的^{てき}だと思^{おも}います。ま^ましてや同^{おな}じ市^しに住^すんでいるもの^{もの}同^{どう}士^しです。人^{ひと}の益^{えき}が自^じ分^{ぶん}の益^{えき}にな^なら^ない訳^{わけ}が^ありま^なせん。今^{ことし}年^{ねん}は、賛^{さん}同^{どう}団^{だん}体^{たい}や個^こ人^{じん}賛^{さん}同^{どう}者^{しゃ}の方^{かた}もい^いら^らっし^やるの^のだ^だから、も^もう少^{すこ}しネッ^ねトワ^わークの中^{なか}で互^{たが}い^の顔^{かお}が見^みえるよ^ような活^{かつ}動^{どう}を展^{てん}開^{かい}していき^いきたいと思^{おも}います。今^{いま}まで以^い上^{じょう}に、皆^{みな}さん^の声^{こゑ}も聞^きこえるよ^ような活^{かつ}動^{どう}に^にしたいと思^{おも}っています。ま^また1年^{ねん}ご指^し導^{どう}ご鞭^{べん}撻^{たつ}の^のほ^ほど、よ^よろしくお願^{ねが}い^いたしま^ます。

ひがしやまとしょうがいふくし
東大和障害福祉ネットワーク代表 海老原 宏美

2006年 活動報告

7月13日(木) 設立シンポジウム

- ・ 4人のシンポジストによるシンポジウム。
- ・ 会則と役員の承認。

7月25日(火) 役員会

- ・ 今後の活動内容と課題の整理。
- ・ 設立シンポジウムの報告を兼ね、会報の発行を決める。
- ・ 会報発行のための編集委員会を発足させる。

8月25日(金) 役員会

- ・ 障害者自立支援法に関するアンケートの作成 (個人用、団体用)
- ・ アンケートの集計後、福祉部長、障害福祉課長との話し合いを申し入れる。

会報「スタート」No.1 発行

9月28日(木) 役員会

- ・ 社会福祉協議会の地域生活支援事業の移動支援撤退における社協との話し合い報告。
- ・ 障害福祉計画についての勉強会を企画。

10月3日(火) 役員会

- ・ 社会福祉協議会へ「緊急要望書」を提出のこと。

10月10日(火) 福祉部との話し合い

関田福祉部長、町田障害福祉課長出席。障害福祉ネットワークから役員8名参加。

10月13日(金) 役員会

- ・ 福祉部との話し合いのまとめ。
- ・ 勉強会「障害福祉計画ってなに」打ち合わせと役割分担。

10月18日(水) 勉強会「障害福祉計画ってなに」 清原市民センター

11月1日(水) 役員会

- ・ 地域福祉審議会障害者部会傍聴報告。
- ・ 市民懇談会への対応。

11月4日(土) 勉強会「障害福祉計画ってなに」 桜が丘市民センター

11月15日(水) 役員会

- ・ 勉強会「障害福祉計画ってなに」の反省とまとめ。
- ・ 市長への要望書の検討。

11月28日(火) 役員会

- ・ 地域福祉審議会障害者部会傍聴報告。
- ・ 市長への要望書。内容の検討と提出。

① 自立支援法における障害福祉サービス利用者負担上限月額を半額まで引き下げて下さい。

② 居宅介護、生活介護、重度訪問介護、短期入所、グループホームの利用料を半額助成して下さい。

③ 就労移行支援、就労継続支援の利用料を全額助成して下さい。

④ 地域支援事業の移動支援事業の利用料を半額助成して下さい。

12月1日(金) 市民懇談会に参加

12月8日(金) 役員会

- ・ 障害福祉計画の独自案を作成すること。市長との話し合いの申し入れをすること。
- ・ 会報発行のため、編集委員会を開く。

12月28日(木) 市長との話し合い

会報「スタート」No.2 発行 外に・市議会の傍聴・他市区の障害福祉計画勉強会への参加

『障害福祉計画』勉強会の報告

去る平成18年10月18日(水)、11月4日(土)に勉強会『障害福祉計画つ

てなに?』を清原市民センター、桜が丘市民センターでそれぞれ行いました。障害当事者、家族の方、福祉の現場で働いている方等、両日合わせて約90名のかたの参加があり、「東大和市の福祉の将来がどのようになっていくの



か」への関心の高さが窺えました。

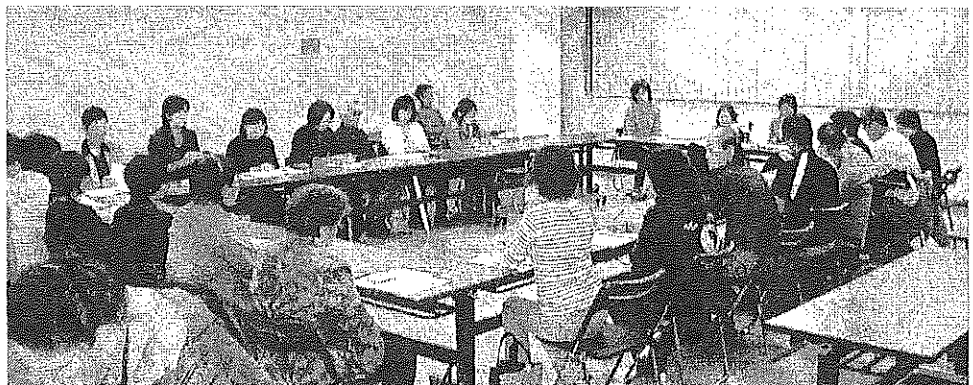
勉強会では、地域福祉計画と障害福祉計画の関係、障害福祉計画を策定するに当たっての留意点、東大和市の取り組み方と現状について、計画達成に向けての話の後、参加されたみなさんから質問を受けたりしました。参加されたかたのアンケートの回答では、「わかりやすかった」、「東大和市の現状を知ることが出来た」、「今まで障害福祉計画のこと



はわからないことがあまりにも多く、漠然としていてあまり関心がなかったが、今回資料を見たり説明を聞いたりしているうちに当事者一人一人の声が大切だと感じ出来る限り伝えていかななくてはならないと思った」、「障害者のかたが生の声を聞かせてくれてよかった」等、たくさんの意見を頂きました。

東大和障害福祉ネット

- ワークでは、①障害者団体・当事者へのアンケート②勉強会の開催③障害者部会の傍聴④東大和市福祉部課長との懇談会(自立



支援協議会設置の確認等)⑤市民懇談会への参加⑥障害福祉計画(案)策定など、東大和市の障害福祉計画策定作業への取り組みを行っています。

『障害福祉計画』は、国の定める基本方針、東京都が示す「障害者サービスの基盤整備に対する考え方」を踏まえ、障害福祉サービスや、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画を定めることを位置づけ、平成23年度のサービス量を見込んだうえで、平成21年度までのサービス提供に係る数値目標を設定するものです。これは、障害者の選択を可能とする基盤の整備や地域の実情に応じた地域生活支援事業を市町村で当事者が参画して検討を行うことが必要であり、量的な整備のみならずサービスの質を確保するためのしくみに当事者の声が反映されることが望まれます。障害者自立支援法では、サービス提供主体を市町村に一元化することが位置づけられています。市町村におけるニーズを把握し、地域の実情に応じてサービスの提供体制を整えるために市町村障害福祉計画を定めることが市町村の役割となります。東大和市では、障害福祉計画の策定を地域福祉審議会の障害者部会に委託しています。

障害者自立支援法に関するアンケート 集計結果!

アンケートの集計作業は9月に行ったため、少し古い情報になってしまいましたが、ぜひ参考にしてください
アンケートにご協力いただきました皆様ありがとうございます。より詳しいアンケート結果が知りたい方はネットワーク役員までお問い合わせください。

団体 (回答数12団体)

新事業体系後の運営費と移行前との差額(マイナス)の状況

- ・100万円未満……………3ヶ所
- ・100万円～300万円未満……………3ヶ所
- ・300万円～500万円未満……………2ヶ所
- ・1,000万円以上……………3ヶ所

支援法による財政危機をどう乗り切る予定ですか

- ・利用料を増やす……………7ヶ所
- ・職員数を削減する……………4ヶ所
- ・開所日数を増やす……………7ヶ所
- ・職員の給料や手当を削減……………8ヶ所
- ・給食費等の実費負担……………2ヶ所
- ・その他 他団体との合併
別事業、新事業で穴埋め

利用者の負担額(利用料)の見込み額(月額)

- 1,000円未満……………2ヶ所
- 1,000円～5,000円未満……………1ヶ所
- 5,000円～8,000円未満……………3ヶ所
- 8,000円～10,000円未満……………6ヶ所
- 10,000円以上……………1ヶ所



新事業体系に移行後の退所者(希望者)

6箇所の作業所が1人～3人の退所者を予想

自立支援法による新事業体系の移行先(予定)は?

- 精神グループホームなんがい →→→ 共同生活援助
- 第一・二・三みんなの家(身体・小規模通所授産施設) →→→ 就労継続支援事業非雇用型(B型)
- 共同作業所ライブリイ工房(小規模作業所) →→→ 就労継続支援事業非雇用型(B型)
- 精神障害者グループホームらっくす(任意団体) →→→ 他NPO法人との合併など
- ゆうらんせん(NPO法人) →→→ 居宅介護、ケアホーム、地域生活支援事業の移動支援
- 共同作業所第2あとリストン(精神障害者共同作業所) →→→ 就労継続支援事業非雇用型(B型)

新体系移行への不安(抜粋)

- ・運営費、収入の減少、利用料発生に伴う利用控え。出来高報酬では収入面が不安定。
- ・新体系に伴う事務作業で利用者へのサービス時間がとられてしまう。
- ・就労を強調している支援法では利用者が安心して通える場所にならない。
- ・行き先がまったく見えない。 など

行政への要望: 11団体が「市独自の運営財政支援策」を求めています!

個人 (回答人数158人)

<<認定区分調査について (調査を受けた方 33人)>>

認定調査の説明を十分に受けなかった。	1人
じっくり聞き取りできる時間を取ることができなかった。	3人
聞き取りの内容がわかりにくかった。	6人
自分の障害の程度がちゃんと伝わったか不安。	13人

<<自立支援法によるサービスの利用で、利用者の負担額 (月額) の見込み額は?>>

5,000円以下	28人
5,000円～10,000円	19人
10,000円～20,000円	48人
20,000円以上	11人
わからない	37人

<<自立支援法により、利用サービスの低下や減らさなければいけないことがありますか?>>

有り 9人	無し 38人	考え中 28人	不明 57人
-------	--------	---------	--------

減らしたくても生活がかかっているので減らせない。
 通所を辞める予定。
 訪問看護を減らそうかと考えています。(ひと月あたりの回数)
 月の負担額を考えながら利用しなければならない。
 すべて白割りになり、事業所運営のために自由に休んだりすることがしにくい。 など

<<新事業体系への移行に伴う問題点や不安なことを自由にご記入下さい。(抜粋)>>

今の生活をいつまで続けていけるのか不安。
 単価の大幅な引き下げの影響で事務所が人員不足に陥っている。
 利用料の負担が増えること。仕事に行く時にお金がかかるのは嫌です。
 移動介護で必要なサービスがどこの事務所で受けられるか、どうやって探しているのか不安。
 給食代が上がってしまうこと。
 サービスを提供する事業所の財政が心配です。 など

<<行政に要望したいことは何ですか?>>

支援法の詳しい説明会を開いて欲しい。	36人
障害福祉計画にもっと市民の声を取り上げてほしい。	64人
障害福祉計画の策定委員会を設置してほしい。	38人
地域生活支援事業の計画を明確にして欲しい。	45人
利用料の負担に対し、市独自の軽減策をしてほしい。	65人
就労支援をしてほしい	25人
相談窓口の設置/訪問相談の実施	34人
その他：具体的に (抜粋)	
市内の通所施設の充実・精神障害者に対する理解・福祉を最低でも現状維持・・・など	

ガイドヘルプ(外出介助)が頼めなし!!?

東大和社会福祉協議会のこと

一部マスコミにも取り上げられましたが、障害者自立支援法による地域生活支援事業で行う移動支援事業の登録事業者に社協の名前がありませんでした。18年度の事業計画には移動支援が入っていたにも関わらず、9月になって突然外出支援から撤退するところが判明しました。撤退の理由は、人材の確保が難しい、報酬単価が低く利益が無いというものでした。民間の事業者も報酬単価が下がり、事務量も増える中、何とか「今までどおりのサービスを」と頑張っているのに、社協がまっ先に事業撤退をしてしまったことに憤りを覚えずにはられません。

私たち東大和障害福祉ネットワークでは、社協に抗議すると共に、市長宛に「社協への委託事業見直し」と「サービス利用が出来なくなった方へのフォロー」についての緊急要望書を提出しました。しかしながら現在もガイドヘルプが以前の様には利用できず困っている方がいらっしゃるようです。ネットワークでは社会福祉協議会についても、地域福祉の中核としてのあるべき姿を希求し、話し合いや要望等の働きかけを行っていきたいと思います。

尾又市長に要望提出!

さる2006年12月28日、障害者自立支援法の利用者負担額に対する、東大和市独自軽減策制定の要望について、尾又市長と直接話し合いを持つ機会をいただきました。始め、市長は、「このような負担を障害者やその家族に押し付ける障害者自立支援法を制定したことは国として間違っている。この法律については、早急に、国が見直しを図ってもらえるよう、東大和市も訴えていくつもりです。」とおっしゃいました。しかし、私達、サービス利用当事者としては、国が法律を見直すまでただ待っている訳にはいきません。待っている1日1日に、お金がかかっているのです。負担を減らすためには、利用するサービスの量を減らして家に引きこもるか、生きていくためにはサービスを減らすことができないので実際、月に3万も4万も負担をし続けるかしかありません。その事実を市長に伝えたと、あらためて驚かれ、国が見直しを図るまでの間、なんらかの措置が必要であるということには理解を示していただけたようでした。また、市長に「障害者の自立とは？」と尋ねると、「社会参加である」とお答えになりました。今回の要望に対する返答は、文書で返していただくことになっていきます。早急にご返答いただけるよう、働きかけていきたいと思います。

加盟団体NEWS

☆ **新しい施設を開設しました！！** (NPO法人 知的障害児・者支援ぐるーが「この指とまれ」)

住み慣れた南街の地を離れ、清水神社(清水3丁目)のおとなりに「ケアホーム」「ショートステイ」「ホームヘルプ」「地域デイ・グループ事業」を行う総合施設を開設しました。様々なニーズに^{こた}へるべく^{がんば}頑張っています。ぜひ皆さんの^{ちから}お力をお貸しください。よろしくおねがいいたします！！

☆ **NPO法人格を取得しました！！**

精神障害を持つ方々の通う共同作業所 ライブリエ工房さんは、昨年9月にNPO法人を取得し、「NPO法人 アダージョ 共同作業所 ライブリエ工房」として、また、同じ精神障害を持つ方々の通う共同作業所 第2あとリエトントンさんも昨年11月にNPO法人を取得し「NPO法人 生活支援センター207 共同作業所 第2あとリエトントン」として4月より新たにスタートします。

取材を通して、どちらも共通して仰っていることは、「^{かなら}「^{ほうじんかく}必ずしも法人格を取得することが目的」ということではなく、^{しょうがいしゃ}障害者自立支援法の下では^{むにん}無認可共同作業所としてやっていくことが^{りようしゃ}利用者さんたちにとっても、^{うんえい}運営する側にとっても^{むずか}難しいことまた^{ほじょきん}補助金の問題などもあり^{くじゆう}苦渋の^{けつだん}決断ではあった」とのことです。

昨年より施行された^{しょうがいしゃ}障害者自立支援法は、^{しんない}市内で^{かつどう}活動を^{てんかい}展開する^{さまざま}様々な^{しょうがい}障害を持つ方が^{かた}通う^{しんこく}「作業所」にとって^{しんこく}深刻な^{ろんぎ}論議の^{きかい}機会をもたしました。それは^{しょうがい}障害を持つ方々が^{かたがた}「^{しごと}仕事を^{する}する^ば場」としての^{さぎょうじょ}作業所としての^{やくわり}役割と、^{りようしゃ}利用者さんたちにとっての^{さぎょうじょ}作業所というものについて^{かちかん}これまでの^{こんてい}価値観といったものを^{くつがえ}根底から^さ覆すほどの^{もの}ものでした。
利用者さんたちが^{こうむ}被る^{ふりえき}不利益と、^{しごと}仕事を^{する}する^ば場としての^う受け入れ^{さき}先としての^{さぎょうじょ}作業所の^{うんえい}運営に^{ししょう}支障をきたして^さくることは^{さんどうだんたい}避けられないものであり、^{しんない}賛同団体である^{しんない}市内各^{さぎょうじょ}作業所はそれぞれに^{たいおうさく}対応策として^{うんえいほうほう}運営方法の^{へんこう}変更、^{しゅうせい}修正などを^よ余儀なく^さされています。

☆ **署名のご協力ありがとうございました！！** (ぐるーが「この指とまれ」、グループゆう)

たくさんの皆様のご協力を頂き、放課後連・東京全体で、合計27,519筆もの署名が集まりました！その結果東京都から「新制度に移行できない団体については今後も補助を継続する」という回答を引き出すことに成功しました！！これで安泰というわけではありませんが、大変貴重な一歩だと思えます。ありがとうございました！

ビデオ
貸出し！！

ネットワークでは、昨年7月の「設立シンポジウム」の様子を収録したビデオテープをご希望の方に無料で貸し出しております。ご覧になりたいという方はネットワーク事務局、または最寄の役員までお気軽にお申し出ください☆

出直してよ！障害者自立支援法

10.31大フォーラムに1万5,000人

障害者自立支援法が国会で成立してから、ちょうど1年目の昨年10月31日、「出直してよ！障害者自立支援法10.31大フォーラム」が開催されました。当日、日比谷公園は、障害者や家族、関係者15,000人で埋め尽くされ、政党的シンポジウムやデモ行進が行われました。当日は東大和からも、100人以上が参加するという、かつてない取り組みとなりました。

厚労省が「特別対策」発表！

「10.31大フォーラム」などの運動の成果として、昨年12月26日、厚労省は、全面実施後わずか3ヶ月で、利用料の負担上限額を1/4に引き下げ、また、運営費の大幅削減が予想される事業所に、運営費加算をつけるなどの「特別対策」を発表しました。しかしこの「特別対策」は平成20年までの「経過措置」であり「応益負担」という根本的な問題点はまったく解決しておらず、今後も「出直し」のための運動を強めていくことが重要だと思えます。

イエローカード運動に協力を！

「10.31大フォーラム」を機に「イエローリボン運動」が始まりました。「自立支援法にイエローカードを突きつけよう」という思いをこめた黄色、「幸せの黄色いハンカチ」をイメージした幸せを願う黄色、障害のある人の自立と社会参加を目指すためのシンボルとして、イエローリボンパッチを店め、一人ひとりの理解と支援の輪が全市民に広がる事を願っています。是非皆さんも、イエローリボンパッチを身につけて、イエローリボン運動にご参加ください。イエローリボンパッチ 1個300円、ご希望の方はネット事務局にご連絡ください。



☆ネットワークからのお知らせ

ぜひご参加ください！

設立総会以来はじめての全体会を開催いたします。障害福祉にかかわるみなさんと共に、今起こっているいろいろな問題について情報交換やネットワークに対する要望などたくさん語り合しましょう！！ネットワークに参加されている団体の方、個人の方ばかりではなく、関心のある方ならどなたでも参加できます。ぜひご参加ください！

- * 日時 平成19年2月24日(土)午後2時(受付1時30分より)
- * 場所 新堀地区会館(第三小学校向かい)1階集会室
- * 内容 ①ネットワーク活動報告と最新情報提供
②団体交流(活動の紹介) ③障害者自立支援法によってどうなった？

編集後記...

などを予定しております。

東大和障害福祉ネットワークは昨年、設立準備委員会を経て7月に設立シンポジウムというかたちで発足いたしました。障害の種別であるとか年代といった一切のカテゴリをなく、市内に住む障害を持つ方々へのトータルな支援のあり方をこれからもみなさんと一緒に考えていきたいと思っております。なお東大和障害福祉ネットワークは、当たり前ですが財源といったものはございません。みなさまからのカンパを常時受付しております。宜しく願いいたします。